

県北広域振興局長告示第30号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定に基づく市町村道の改築に関する工事を次のとおり開始する。

平成24年5月29日

県北広域振興局長 松岡 博

- 1 市町村道の路線名 役場線
- 2 工事区間 二戸市浄法寺町桂平2番2地先から浄法寺21番2地先まで
- 3 工事の種類 道路改築工事
- 4 工事開始の日 平成24年5月30日